



2022年9月

居住者の皆様へ

Asahi Monthly Report

専有部分をリフォームする際の注意点



お部屋のリフォーム工事をする際には、管理規約や使用細則の規定により諸手続きが必要となります。

より良い住環境を末永く維持するためのリフォーム工事をスムーズに行うためにも、そのポイントを確認しましょう。

1 リフォーム工事の可能な範囲

専有部分は区分所有者が所有し、管理するスペースのため、リフォームはその方が自由に行うことができるのが原則ですが、おこなってはいけない内容もありますのでご注意ください。例として以下のようなものがあります。

- 専有部分内の構造壁を取り除く工事や、躯体壁に穴を開けること。
- 玄関扉の交換や窓枠を形状の違う物に取り替える工事。

2 管理組合の承認

- 管理規約や使用細則にリフォーム工事について管理組合から書面による承認を得る手続きが定められていますので、必ず確認をしてください。
- 決められた手続き以外にも工事期間中の騒音に配慮し、上下階や隣接住戸へ事前の挨拶をする等は重要なマナーのひとつです。
- 工事時間、工事曜日も定められていますので、必ずご確認ください。